

AWC規約

1. 名称

米日のアジア侵略・支配に反対するアジア・キャンペーン（略称：AWC）

2. 目的

AWCは、米日帝国主義の歴史的・現在的な侵略と支配に対して、アジア太平洋地域の労働者・被抑圧民衆とその組織が、相互の連帯と団結、国境を越えた共同闘争を前進させることを目的とし、そのための恒常的な国際ネットワーク組織として活動する。

3. 事業

AWCは、上記の目的と合致した共同事業（相互情報共有、相互訪問・交流、相互支援行動、国際共同闘争、出版等）を相互協力して組織する。

4. 組織と会議

- 1) 会員：前記の目的を共有する団体・個人はAWCの会員になることができる。また、AWCの目的と事業への理解を促進するために、オブザーバー会員制をとる。新規会員の正規加入にあたっては、現会員が推薦し、総会において他のすべての参加国・地域が承認するときに認められるものとする。
- 2) 総会：総会は原則として3年に一回開催される。
- 3) 共同代表：共同代表は、各国・地域から一名までの推薦を受け、総会において承認され、AWCを国際的に代表する。
- 4) キャンペーン調整委員会（CCB）：CCBは総会において選出され、総会と総会との間の運営を相互協力して担う。CCBメンバーは、原則として年に一回、CCB会議またはそれに準じる会議を開催し、年間の活動評価と次年度方針を討議する。
- 5) 国際事務局：CCBの下に国際事務局を設置する。国際事務局はAWCの活動を推進するために会員間の連絡・調整など各種の日常活動をおこなう。国際事務局長は総会で選出される。国際事務局は（*所在地）に置かれる。

5. 運営原則

AWCは、すべての会員間の平等、合意による決定、相互の独立性の原則にもとづいて運営される。

6. 財政

AWCの活動に必要な財政は、参加国・地域の実情に応じて相互分担・協同し、加えて寄付金をもって賄う。

この規約は、2009年9月26日～27日のAWC第三回総会で採択され、その日から発効する。